

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
<p>第1章 総則</p> <p><u>第1節 通則</u></p> <p>第1条の2((定義))関係 (省略)</p> <p>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係 (省略)</p> <p>第2条((相続税の課税財産の範囲))及び第2条の2((贈与税の課税財産の範囲))共通関係 (省略)</p> <p><u>第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</u></p> <p>第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係 (省略)</p> <p><u>第4条</u>((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p><u>4-1</u> 相続財産法人からの財産分与の時期等</p> <p><u>4-2</u> 相続財産法人から財産の分与を受ける者</p> <p><u>4-3</u> 相続財産法人から与えられた分与額</p> <p><u>4-4</u> 分与財産に加算する贈与財産</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(新設)</p> <p>第1条の2((定義))関係 (同左)</p> <p>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係 (同左)</p> <p>第2条((相続税の課税財産の範囲))及び第2条の2((贈与税の課税財産の範囲))共通関係 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係 (同左)</p> <p><u>第3条の2</u>((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p><u>3の2-1</u> 相続財産法人からの財産分与の時期等</p> <p><u>3の2-2</u> 相続財産法人から財産の分与を受ける者</p> <p><u>3の2-3</u> 相続財産法人から与えられた分与額</p> <p><u>3の2-4</u> 分与財産に加算する贈与財産</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5条((贈与により取得したものとみなす場合))関係 (省略)</p> <p>第6条((贈与により取得したものとみなす定期金))関係 (省略)</p> <p>第7条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係 (省略)</p> <p>第8条((免除等を受けた債務))関係 (省略)</p> <p>第9条((その他の利益の享受))関係</p> <p>9—1～9—12 (省略)</p> <p>9—13 <u>信託が合意等により終了した場合</u></p> <p>9—14 (省略)</p> <p>第3節 信託に関する特例</p> <p>第9条の2((贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利))関係</p> <p>9の2—1 <u>受益者としての権利を現に有する者</u></p> <p>9の2—2 <u>特定委託者</u></p> <p>9の2—3 <u>信託の受益者等が存するに至った場合</u></p> <p>9の2—4 <u>信託に関する権利の一部について放棄又は消滅があった場合</u></p> <p>9の2—5 <u>信託が終了した場合</u></p> <p>9の2—6 <u>公益信託の委託者の地位が異動した場合</u></p> <p>9の2—7 <u>生命保険信託</u></p> <p>第9条の3((受益者連続型信託の特例))関係</p>	<p>第4条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託財産))関係</p> <p>4—1 <u>受益者確定前の信託財産</u></p> <p>4—2 <u>生命保険信託</u></p> <p>第5条((贈与により取得したものとみなす生命保険金))関係 (同左)</p> <p>第6条((贈与により取得したものとみなす定期金))関係 (同左)</p> <p>第7条((著しく低い価額で譲渡を受けた財産))関係 (同左)</p> <p>第8条((免除等を受けた債務))関係 (同左)</p> <p>第9条((その他の利益の享受))関係</p> <p>9—1～9—12 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>9—13 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
9の3-1 <u>受益者連続型信託に関する権利の価額</u>	(新設)
9の3-2 <u>受益権が複層化された受益者連続型信託に関する元本受益権の全部又は一部を有する法人の株式の時価の算定</u>	(新設)
9の3-3 <u>法第9条の3第1項本文又は法令第1条の12第3項の規定の適用がある場合の信託財産責任負担債務の帰属</u>	(新設)
第9条の4((受益者等が存しない信託等の特例)関係)	(新設)
9の4-1 <u>目的信託についての法第1章第3節の規定の不適用</u>	(新設)
9の4-2 <u>受益者等が存しない信託の委託者が死亡した場合</u>	(新設)
9の4-3 <u>受益者等が存しない信託の受益者等となる者</u>	(新設)
9の4-4 <u>受益者等が存しない信託の受託者が死亡した場合</u>	(新設)
第9条の5関係	(新設)
9の5-1 <u>法第9条の5の規定の適用がある場合</u>	
第4節 財産の所在	(新設)
第10条関係 (省略)	第10条((財産の所在)関係 (同左))
第2章 課税価格、税率及び控除	第2章 課税価格、税率及び控除
第1節 相続税	第1節 相続税
第11条の2((相続税の課税価格)関係 (省略))	第11条の2((相続税の課税価格)関係 (同左))
第12条((相続税の非課税財産)関係 (省略))	第12条((相続税の非課税財産)関係 (同左))
第13条((債務控除)関係)	第13条((債務控除)関係)

改 正 後	改 正 前
(省略)	(同左)
第14条((控除すべき債務))関係	第14条((控除すべき債務))関係
(省略)	(同左)
第15条((遺産に係る基礎控除))関係	第15条((遺産に係る基礎控除))関係
(省略)	(同左)
第16条((相続税の総額))関係	第16条((相続税の総額))関係
(省略)	(同左)
第17条((各相続人等の相続税額))関係	第17条((各相続人等の相続税額))関係
(省略)	(同左)
第18条((相続税額の加算))関係	第18条((相続税額の加算))関係
(省略)	(同左)
第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額))関係	第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額))関係
(省略)	(同左)
第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係	第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係
19の2—1～19の2—7 (省略)	19の2—1～19の2—7 (同左)
<u>19の2—7の2 隠ぺい偽装行為があつた場合の配偶者の税額軽減額の計算方法</u>	(新設)
19の2—8～19の2—19 (省略)	19の2—8～19の2—19 (同左)
(削除)	<u>19の2—20 「相続税の納税義務者」の意義</u>
(削除)	<u>19の2—21 隠ぺい又は偽装の事実に基づく金額の計算</u>
第19条の3((未成年者控除))関係	第19条の3((未成年者控除))関係
(省略)	(同左)
第19条の4((障害者控除))関係	第19条の4((障害者控除))関係
(省略)	(同左)
第20条((相次相続控除))関係	第20条((相次相続控除))関係
(省略)	(同左)
第20条の2((在外財産に対する相続税額の控除))関係	第20条の2((在外財産に対する相続税額の控除))関係
(省略)	(同左)

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 贈与税</p> <p>第21条の2（贈与税の課税価格）関係 （省略）</p> <p>第21条の3（贈与税の非課税財産）関係 （省略）</p> <p>第21条の4（特別障害者に対する贈与税の非課税）関係 （省略）</p> <p>第21条の6（贈与税の配偶者控除）関係 21の6—1～21の6—8 （省略） <u>21の6—9 信託財産である居住用不動産についての贈与税の配偶者控除の適用</u></p> <p>第21条の7（贈与税の税率）関係 （省略）</p> <p>第21条の8（在外財産に対する贈与税額の控除）関係 （省略）</p> <p>第3節 相続時精算課税 （省略）</p> <p>第3章 財産の評価 （省略）</p> <p>第4章 申告及び納付 （省略）</p> <p>第5章 更正及び決定 （省略）</p> <p>第6章 延納及び物納 （省略）</p>	<p>第2節 贈与税</p> <p>第21条の2（贈与税の課税価格）関係 （同左）</p> <p>第21条の3（贈与税の非課税財産）関係 （同左）</p> <p>第21条の4（特別障害者に対する贈与税の非課税）関係 （同左）</p> <p>第21条の6（贈与税の配偶者控除）関係 21の6—1～21の6—8 （同左） （新設）</p> <p>第21条の7（贈与税の税率）関係 （同左）</p> <p>第21条の8（在外財産に対する贈与税額の控除）関係 （同左）</p> <p>第3節 相続時精算課税 （同左）</p> <p>第3章 財産の評価 （同左）</p> <p>第4章 申告及び納付 （同左）</p> <p>第5章 更正及び決定 （同左）</p> <p>第6章 延納及び物納 （同左）</p>

改 正 後	改 正 前
第7章 雑則 (省略) (附則) <u>(経過の取扱い)</u>	第7章 雑則 (同左) (附則) (新設)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>[第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者)) 及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者)) 共通関係]</p> <p>(個人とみなされるもの)</p> <p>1 の 3 ・ 1 の 4 共— 2 相続税又は贈与税の納税義務者は、相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与(以下「死因贈与」という。)を含む。以下同じ。)又は贈与(死因贈与を除く。以下同じ。)によって財産を取得した個人を原則とするが、次に掲げる場合(その贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)の規定により<u>個人とみなされる</u> <u>法人(法第 9 条の 4 第 3 項の規定の適用により個人とみなされる法人を除く。)</u>の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)においては、それぞれ次に掲げるものは同項又は法第 66 条の規定により個人とみなされて相続税又は贈与税の納税義務者となるのであるから留意する。</p> <p>(1) <u>法第 9 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する信託の受託者(個人以外の受託者に限る。)</u>について同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用がある場合</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>第 2 節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>[第 3 条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)) 関係]</p> <p>(生命保険契約の範囲)</p> <p>3— 4 法に規定する生命保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。</p> <p>(1) 保険業法(平成 7 年法律第 105 号)第 2 条第 3 項((定義))に規定する生命保険会社、<u>同条第 6 項に規定する外国保険業者、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 18 項に規定する少額短期保険業者と締結した生命保険契約</u></p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(損害保険契約の範囲)</p> <p>3— 5 法に規定する損害保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。</p> <p>(1) 保険業法第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社、<u>同条第 6 項に規定する外国保険業者、同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等又は同条第 18 項に規定する少額短期保険業者と締結し損害保険契約</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(新設)</p> <p>[第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者)) 及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者)) 共通関係]</p> <p>(個人とみなされるもの)</p> <p>1 の 3 ・ 1 の 4 共— 2 相続税又は贈与税の納税義務者は、相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与(以下「死因贈与」という。)を含む。以下同じ。)又は贈与(死因贈与を除く。以下同じ。)によって財産を取得した個人を原則とするが、次に掲げる場合(その贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)の規定により<u>個人とみなされる</u> <u>法人(法第 66 条の規定により個人とみなされて相続税又は贈与税の納税義務者となる</u>のであるから留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>[第 3 条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)) 関係]</p> <p>(生命保険契約の範囲)</p> <p>3— 4 法に規定する生命保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。</p> <p>(1) 保険業法(平成 7 年法律第 105 号)第 2 条第 3 項((定義))に規定する生命保険会社、<u>同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 18 項に規定する少額短期保険業者と締結した生命保険契約</u></p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(損害保険契約の範囲)</p> <p>3— 5 法に規定する損害保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。</p> <p>(1) 保険業法第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社、<u>同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等又は同条第 18 項に規定する少額短期保険業者と締結し損害保険契約</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) . . .</p> <p>[<u>第4条</u> ((遺贈により取得したものとみなす場合))関係]</p> <p>(相続財産法人からの財産分与の時期等)</p> <p><u>4—1</u> (省略)</p> <p>(相続財産法人から財産の分与を受ける者)</p> <p><u>4—2</u> . . . (以下<u>4—2</u>において「社団等」という。) . . .</p> <p>(相続財産法人から与えられた分与額)</p> <p><u>4—3</u> (省略)</p> <p>(分与財産に加算する贈与財産)</p> <p><u>4—4</u> (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>[<u>第5条</u> ((贈与により取得したものとみなす場合))関係]</p> <p>(損害賠償責任に関する保険又は共済の契約に基づく保険金)</p>	<p>(2) . . .</p> <p>[<u>第3条の2</u> ((遺贈により取得したものとみなす場合))関係]</p> <p>(相続財産法人からの財産分与の時期等)</p> <p><u>3の2—1</u> (同左)</p> <p>(相続財産法人から財産の分与を受ける者)</p> <p><u>3の2—2</u> . . . (以下<u>3の2—2</u>において「社団等」という。) . . .</p> <p>(相続財産法人から与えられた分与額)</p> <p><u>3の2—3</u> (同左)</p> <p>(分与財産に加算する贈与財産)</p> <p><u>3の2—4</u> (同左)</p> <p>[<u>第4条</u> ((贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託財産))関係]</p> <p>(<u>受益者確定前の信託財産</u>)</p> <p><u>4—1</u> <u>受益者が確定していない又は特定していない若しくは存在していない信託の委託者について相続の開始があった場合には、その信託に関する権利は委託者の相続人が相続によって取得する財産として取り扱うものとする。ただし、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条の2第1項各号に掲げる要件を満たす信託法(大正11年法律第62号)第66条((公益信託))に規定する公益信託については、その信託に関する権利の価額は零として取り扱うものとする。</u></p> <p>(<u>生命保険信託</u>)</p> <p><u>4—2</u> <u>いわゆる生命保険信託については、その信託に関する権利は信託財産として取り扱わないで、生命保険契約に関する規定(法第3条又は第5条)を適用することに取り扱うものとする。</u></p> <p>[<u>第5条</u> ((贈与により取得したものとみなす<u>生命保険金</u>))関係]</p> <p>(損害賠償責任に関する保険又は共済の契約に基づく保険金)</p>

改正後	改正前
<p>5—4 ……法施行令第1条の<u>4</u>に規定する……</p> <p>[第7条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係]</p> <p>[第9条((その他の利益の享受))関係]</p> <p>(信託が合意等により終了した場合)</p> <p><u>9—13</u> 法第9条の3第1項に規定する受益者連続型信託(以下「受益者連続型信託」という。)以外の信託(令第1条の6に規定する信託を除く。以下同じ。)で、当該信託に関する収益受益権(信託に関する権利のうち信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受ける権利をいう。以下同じ。)を有する者(以下「収益受益者」という。)と当該信託に関する元本受益権(信託に関する権利のうち信託財産自体を受ける権利をいう。以下同じ。)を有する者(以下「元本受益者」という。)とが異なるもの(以下9の3—1において「受益権が複層化された信託」という。)が、信託法(平成18年法律第108号。以下「信託法」という。)第164条((委託者及び受益者の合意等による信託の終了))の規定により終了した場合には、原則として、当該元本受益者が、当該終了直前に当該収益受益者が有していた当該収益受益権の価額に相当する利益を当該収益受益者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。</p> <p>(法第7条の規定に関する取扱いの準用)</p> <p><u>9—14</u> (省略)</p> <p>第3節 信託に関する特例</p> <p>[第9条の2((贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利))関係]</p> <p>(受益者としての権利を現に有する者)</p> <p><u>9の2—1</u> 法第9条の2第1項に規定する「受益者としての権利を現に有する者」には、原則として例えば、信託法第182条第1項第1号((残余財産の帰属))に規定する残余財産受益者は含まれるが、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者、信託法第90条第1項各号((委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例))に規定する委託者死亡前の受益者及び同法第182条第1項第2号に規定する帰属権利者(以下9の2—2において「帰属権利者」という。)は含まれないことに留意する。</p> <p>(特定委託者)</p> <p><u>9の2—2</u> 法第9条の2第1項に規定する特定委託者(以下「特定委託者」という。)</p>	<p>5—4 ……法施行令第1条の<u>5</u>に規定する……</p> <p>[第7条((著しく低い価額で譲渡を受けた財産))関係]</p> <p>[第9条((その他の利益の享受))関係]</p> <p>(新設)</p> <p>(法第7条の規定に関する取扱いの準用)</p> <p><u>9—13</u> (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>とは、公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条((公益信託))に規定する公益信託(以下9の2-6において「公益信託」という。)の委託者(その相続人その他の一般承継人を含む。以下同じ。)を除き、原則として次に掲げる者をいうことに留意する。</p> <p>(1) 委託者(当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合、信託行為に信託法第182条第2項に規定する残余財産受益者等(以下9の2-5までにおいて「残余財産受益者等」という。)の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合に限る。)</p> <p>(2) 停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者(法第9条の2第5項に規定する信託の変更をする権限を有する者に限る。)</p> <p><u>(信託の受益者等が存するに至った場合)</u></p> <p>9の2-3 法第9条の2第2項に規定する「信託の受益者等が存するに至った場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいうことに留意する。</p> <p>(1) 信託の受益者等(法第9条の2第1項に規定する受益者等をいう。以下同じ。)として受益者Aのみが存するものについて受益者Bが存することとなった場合(受益者Aが並存する場合を含む。)</p> <p>(2) 信託の受益者等として特定委託者Cのみが存するものについて受益者Aが存することとなった場合(特定委託者Cが並存する場合を含む。)</p> <p>(3) 信託の受益者等として信託に関する権利を各々半分ずつ有する受益者A及びBが存する信託についてその有する権利の割合が変更された場合</p> <p><u>(信託に関する権利の一部について放棄又は消滅があった場合)</u></p> <p>9の2-4 受益者等の存する信託に関する権利の一部について放棄又は消滅があった場合には、原則として、当該放棄又は消滅後の当該信託の受益者等が、その有する信託に関する権利の割合に応じて、当該放棄又は消滅した信託に関する権利を取得したものとみなされることに留意する。</p> <p><u>(信託が終了した場合)</u></p> <p>9の2-5 法第9条の2第4項の規定の適用を受ける者とは、信託の残余財産受益者等に限らず、当該信託の終了により適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産(当該信託の終了直前においてその者が当該信託の受益者等であった場合には、当該受益者等として有していた信託に関する権利に相当するものを除く。)の給付を受けるべき又は帰属すべき者となる者をいうことに留意する。</p> <p><u>(公益信託の委託者の地位が異動した場合)</u></p> <p>9の2-6 公益信託の委託者の地位が異動した場合には、それに伴い当該公益信託に関</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>する権利も異動するのであるが、相続税又は贈与税の課税上、当該公益信託のうち所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条の2第1項各号に掲げる要件を満たすものに関する権利の価額は零として取り扱うものとする。</p> <p>（注） 9の4-2参照</p>	
<p>（生命保険信託）</p> <p><u>9の2-7</u> いわゆる生命保険信託に関する権利については、生命保険契約に関する規定（法第3条及び第5条）の適用があることに留意する。</p>	(新設)
<p>〔第9条の3（受益者連続型信託の特例）関係〕</p>	(新設)
<p>（受益者連続型信託に関する権利の価額）</p> <p><u>9の3-1</u> 受益者連続型信託に関する権利の価額は、例えば、次の場合には、次に掲げる価額となることに留意する。</p> <p>(1) 受益者連続型信託に関する権利の全部を適正な対価を負担せず取得した場合 信託財産の全部の価額</p> <p>(2) 受益者連続型信託で、かつ、受益権が複層化された信託（以下9の3-3までにおいて「受益権が複層化された受益者連続型信託」という。）に関する収益受益権の全部を適正な対価を負担せず取得した場合 信託財産の全部の価額</p> <p>(3) 受益権が複層化された受益者連続型信託に関する元本受益権の全部を適正な対価を負担せず取得した場合（当該元本受益権に対応する収益受益権について法第9条の3第1項ただし書の適用がある場合又は当該収益受益権の全部若しくは一部の受益者等が存しない場合を除く。） 零</p> <p>（注） 法第9条の3の規定の適用により、上記(2)又は(3)の受益権が複層化された受益者連続型信託の元本受益権は、価値を有しないとみなされることから、相続税又は贈与税の課税関係は生じない。ただし、当該信託が終了した場合において、当該元本受益権を有する者が、当該信託の残余財産を取得したときは、法第9条の2第4項の規定の適用があることに留意する。</p>	(新設)
<p>（受益権が複層化された受益者連続型信託に関する元本受益権の全部又は一部を有する法人の株式の時価の算定）</p> <p><u>9の3-2</u> 受益権が複層化された受益者連続型信託で、個人がその収益受益権の全部又は一部を、法人（当該収益受益権を有する個人が当該法人の株式（出資を含む。）を有する場合に限る。）がその元本受益権の全部又は一部をそれぞれ有している場合において、当該個人の死亡に基因して、当該個人から当該法人の株式を相続又は遺贈により取得した者の相続税の課税価格の計算に当たっては、当該株式の時価の算定における昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」（以下「評価基本通達」という。）185（純資産価額）の計算上、当該法人の有する当該受益者連続型信託に関する元本受益権（当該</p>	(新設)

改正後	改正前
<p>死亡した個人が有していた当該受益者連続型信託に関する収益受益権に対応する部分に限る。)の価額は零として取り扱う。</p>	
<p>(法第9条の3第1項本文又は法令第1条の12第3項の規定の適用がある場合の信託財産責任負担債務の帰属)</p>	(新設)
<p>9の3—3 信託財産責任負担債務(信託法第2条第9項((定義))に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下「信託財産責任負担債務」という。)は、次に掲げる場合には、次に掲げる信託に関する権利に帰属することに留意する。</p> <p>(1) 信託財産責任負担債務に係る信託に関する権利について法第9条の3第1項本文の規定の適用がある場合 同項本文に規定する制約が付されていないものとみなされた受益者連続型信託に関する権利</p> <p>(2) 信託財産責任負担債務に係る信託に関する権利について法令第1条の12第3項の規定の適用がある場合 同項各号に規定する受益者等が有するものとみなされた信託に関する権利</p>	
<p>[第9条の4((受益者等が存しない信託等の特例)関係)]</p>	(新設)
<p>(目的信託についての法第1章第3節の規定の不適用)</p>	(新設)
<p>9の4—1 信託法第258条第1項((受益者の定めのない信託の要件))に規定する受益者の定め(受益者を定める方法の定めを含む。)のない信託で、かつ、特定委託者の存しないものについては、相続税法第1章第3節の規定の適用がないことに留意する。</p>	
<p>(受益者等が存しない信託の委託者が死亡した場合)</p>	(新設)
<p>9の4—2 受益者等が存しない信託の委託者が死亡した場合には、法第9条の4第1項の規定の適用により当該信託の受託者が当該信託に関する権利を遺贈によって取得したものとみなされる場合を除き、当該信託に関する権利は当該死亡した委託者の相続税の課税財産を構成しないことに留意する。</p>	
<p>(受益者等が存しない信託の受益者等となる者)</p>	(新設)
<p>9の4—3 法第9条の4第1項に規定する「当該信託の受益者等となる者」又は第2項に規定する「当該受益者等の次に受益者等となる者」が複数名存する場合で、そのうちに1人でも当該信託の委託者(同項の次に受益者等となる者の前の受益者等を含む。)の親族(令第1条の9に規定する者をいう。以下9の5—1において同じ。)が存するときは、法第9条の4第1項又は第2項の規定の適用があることに留意する。</p>	
<p>(受益者等が存しない信託の受託者が死亡した場合)</p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>9の4-4</u> 法第9条の4第1項又は第2項の規定の適用により、信託に関する権利を贈与又は遺贈により取得したものとみなされた受託者が死亡した場合であっても、当該信託に関する権利については、当該死亡した受託者の相続税の課税財産を構成しないことに留意する。</p>	
<p>[第9条の5関係]</p>	<p>(新設)</p>
<p>(法第9条の5の規定の適用がある場合)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>9の5-1</u> 受益者等が存しない信託については、法第9条の4第1項又は第2項の規定の適用の有無にかかわらず、当該信託について受益者等（同条第1項又は第2項の信託の残余財産の給付を受けることとなる者及び同項の次に受益者等となる者を含む。）が存することとなり、かつ、当該受益者等が、当該信託の契約締結時（令第1条の11各号に規定する時をいう。）における委託者の親族であるときは、法第9条の5の規定の適用があることに留意する。</p>	
<p><u>第4節 財産の所在</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>[第10条関係]</p>	<p>[第10条((財産の所在))関係]</p>
<p>(主たる債務者が2以上ある場合の債権の所在) 10-4 . . . 法施行令第1条の<u>14</u>の規定 . . .</p>	<p>(主たる債務者が2以上ある場合の債権の所在) 10-4 . . . 法施行令第1条の<u>8</u>の規定 . . .</p>
<p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p>	<p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p>
<p><u>第1節 相続税</u></p>	<p><u>第1節 相続税</u></p>
<p>[第11条の2((相続税の課税価格))関係]</p>	<p>[第11条の2((相続税の課税価格))関係]</p>
<p>(裁判確定前の相続分)</p>	<p>(裁判確定前の相続分)</p>
<p>11の2-4 . . . まだ法第32条第2号、同条第3号、法施行令第8条第<u>2</u>項第1号又は第2号に掲げる事由が未確定の場合には、 . . .</p>	<p>11の2-4 . . . まだ法第32条第2号、同条第3号、法施行令第8条第1号又は<u>同条</u>第2号に掲げる事由が未確定の場合には、 . . .</p>
<p>(代償財産の価額)</p>	<p>(代償財産の価額)</p>
<p>11の2-10 . . .</p>	<p>11の2-10 . . .</p>
<p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。 Aは、 . . . Bは、 . . .</p>	<p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。 Aは、 . . . Bは、 . . .</p>

改 正 後

Cは、代償分割の対象となった財産の相続開始の時点における価額（評価基本通達の定めにより評価した価額をいう。）

[第12条（相続税の非課税財産）関係]

（保険金の非課税金額の計算）

12—9 …… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第70条第1項（同条第10項又は第11項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受ける部分がある場合は……

[第19条の2（配偶者に対する相続税額の軽減）関係]

（配偶者の税額軽減額の計算方法）

19の2—7 法第19条の2第1項第2号に規定する「当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額に、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額が当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した金額」の算出方法を算式で示すと、次のとおりである。

$$A \times \frac{C \text{ 又は } D \text{ のいずれか少ない金額}}{B}$$

（注）算式中の符号は、次のとおりである。

Aは、当該相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下19の4—4までにおいて同じ。）により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額

Bは、当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額（当該合計額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。以下19の2—7の2において同じ。）

Cは、法第19条の2第1項第2号イに掲げる金額

Dは、法第19条の2第1項第2号ロに掲げる金額

改 正 前

Cは、代償分割の対象となった財産の相続開始の時点における価額（昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」（以下「評価基本通達」という。）の定めにより評価した価額をいう。）

[第12条（相続税の非課税財産）関係]

（保険金の非課税金額の計算）

12—9 …… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第70条第1項又は第3項の規定の適用を受ける部分がある場合は……

[第19条の2（配偶者に対する相続税額の軽減）関係]

（配偶者の税額軽減額の計算方法）

19の2—7 法第19条の2第1項第2号に規定する「当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額に、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額が当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した金額」の計算は、次の算式の順により計算するものとする。

なお、「当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者」には、当該被相続人に係る法第1条の3各号に該当するすべての者が含まれることに留意する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該相続又は遺贈} \\ \text{により財産を取得} \\ \text{したすべての者に} \\ \text{係る相続税の総額} \end{array} \right) \times \frac{\text{法第19条の2第1項} \\ \text{第2号イ又はロに掲} \\ \text{げる金額のうちい} \\ \text{ずれか少ない金額}}{=} = A$$

$$A \div \left(\begin{array}{l} \text{当該相続又は遺贈により財産を取得した} \\ \text{すべての者に係る相続税の課税価格の合} \\ \text{計額} \end{array} \right)$$

改正後	改正前
<p>(隠ぺい偽装行為があった場合の配偶者の税額軽減額の計算方法)</p> <p>19の2-7の2 法第19条の2第5項の規定の適用がある場合における配偶者の税額軽減額は、19の2-7の算式中AからDの金額をそれぞれ次に掲げる金額に読み替えて計算したところの金額によることに留意する。</p> <p>(1) Aの金額 次の算式により算出した相続税の課税価格の合計額に係る相続税の総額（当該金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。）</p> $a - (b + c)$ <p>(2) Bの金額 上記(1)の算式により算出した相続税の課税価格の合計額</p> <p>(3) Cの金額 次の算式により算出した金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。）に民法第900条の規定による被相続人の配偶者の相続分（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続分とする。）を乗じて算出した金額（当該被相続人の相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）が当該配偶者のみである場合には、当該合計額とする。）に相当する金額と1億6000万円のいずれか多い金額</p> $a - (d + e)$ <p>(4) Dの金額 次の算式により算出した金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。）</p> $f - (g + e)$ <p>(注) 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>aは、法第19条の2第1項第2号イの「課税価格の合計額」（当該合計額の基となった各人の課税価格について通則法第118条第1項の規定による端数処理を行っている場合には、当該処理をする前の金額の合計額とする。）</p> <p>bは、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者（以下19の2-7の2において「納税義務者」という。）が相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち被相続人の配偶者が行った法第19条の2第6項に規定する隠ぺい偽装行為による事実に基づく金額（以下19の2-7の2において「隠ぺい偽装行為に係る金額」という。）と当該納税義務者の債務及び葬式費用のうち当該配偶者が行った隠ぺい偽装行為に係る金額との合計額（当該合計額が当該納税義務者に係る相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額（法第13条第1項又は第2項の規定の適用がある場合にはこれらの規定による控除後の金額をいう。以下19の2-7の2において「純資産価額」という。）を上回る場合には、当該納税義務者に係る純資産価額とする。）</p> <p>cは、納税義務者につき法第19条の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額のうち被相続人の配偶者が行った隠ぺい偽装行為に係る金額</p> <p>dは、被相続人の配偶者が相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち納税義務者が行った隠ぺい偽装行為に係る金額と当該配偶者の債務及び葬式費用のうち当該納税義務者が行った隠ぺい偽装行為に係る金額との合計額（当該合計額が当該配偶者に係る純資産価額を上回る場合には、当該配偶者に係る純資産価額とする。）</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>e は、被相続人の配偶者につき法第 19 条の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額のうち納税義務者が行った隠ぺい仮装行為に係る金額</u></p> <p><u>f は、法第 19 条の 2 第 1 項第 2 号ロに掲げる課税価格（当該課税価格について通則法第 118 条第 1 項の規定による端数処理を行っている場合には、当該処理をする前の金額とする。）に相当する金額</u></p> <p><u>g は、被相続人の配偶者が相続又は遺贈により取得した財産の価額（法第 19 条の 2 第 2 項に規定する分割されていない財産の価額を除く。）のうち納税義務者が行った隠ぺい仮装行為に係る金額と当該配偶者の債務及び葬式費用のうち当該納税義務者が行った隠ぺい仮装行為に係る金額との合計額（当該合計額が法第 19 条の 2 第 1 項第 2 号ロの金額の計算の基となった純資産価額に相当する金額を上回る場合には、当該純資産価額に相当する金額）</u></p>	
(削除)	<p><u>（「相続税の納税義務者」の意義）</u></p> <p><u>19の 2—20 法第19条の 2 第 5 項に規定する相続税の納税義務者とは、当該相続に係る被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。19の 2—21において同じ。）により財産を取得した者で、法第 1 条の 3 各号に掲げる者に該当するすべてのものをいい、当該被相続人の配偶者に限られないのであるから留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>（隠ぺい又は仮装の事実に基づく金額の計算）</u></p> <p><u>19の 2—21 法第19条の 2 第 5 項の規定の適用がある場合における同条第 1 項第 2 号イの「課税価格の合計額」及び同号ロの「課税価格に相当する金額」については、それぞれ次の金額によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 法第19条の 2 第 1 項第 2 号イの「課税価格の合計額」 同号イの課税価格の合計額（当該合計額の基となった各人の課税価格について通則法第118条第 1 項の規定による端数処理を行っている場合には、当該処理をする前の金額の合計額とする。）から配偶者の課税価格のうち隠ぺい又は仮装の事実に基づく金額に相当する金額を控除した金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。）とする。この場合、「課税価格のうち隠ぺい又は仮装の事実に基づく金額」は、配偶者が相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち当該相続又は遺贈に係る相続税の納税義務者（以下19の 2—21において「納税義務者」という。）の隠ぺい又は仮装に係る金額及び配偶者の債務及び葬式費用として納税義務者が仮装した金額の合計額（当該合計額が配偶者に係る相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額（法第13条第 1 項又は第 2 項の規定の適用がある場合にはこれらの規定による控除後の金額。以下19の 2—21において「純資産価額」という。）を上回る場合には、当該配偶者に係る純資産価額）並びに配偶者につき法第19条の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額のうち納税義務者の隠ぺい又は仮装に係る金額の合計額（当該合計額が累積増差課税価格を上回る場合には、当該累積増差課税価格とする。）をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>第2節 贈与税</p> <p>[第21条の6((贈与税の配偶者控除))関係]</p> <p>(居住用不動産の範囲)</p> <p>21の6-1 法第21条の6第1項の規定による贈与税の配偶者控除の適用を受けられる者(以下21の6-9までにおいて「受贈配偶者」という。)が取得した次に掲げる土地若しくは土地の上に存する権利(以下21の6-1、21の6-2及び21の6-9において「土地等」という。)又は家屋は、同項に規定する居住用不動産(以下21の6-9まで</p>	<p>(2) <u>法第19条の2第1項第2号口の「課税価格に相当する金額」</u> 同号口の金額から当該金額に係る配偶者の課税価格のうち隠ぺい又は仮装の事実に基づく金額に相当する金額(当該金額が累積増差課税価格を上回る場合には、当該累積増差課税価格とする。)を控除した金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとし、当該金額が赤字のときは0とする。)とする。この場合、「課税価格のうち隠ぺい又は仮装の事実に基づく金額」は、配偶者が相続又は遺贈により取得した財産の価額(同条第2項の規定による分割されていない財産の価額を除く。)のうち納税義務者の隠ぺい又は仮装に係る金額及び配偶者の債務及び葬式費用として納税義務者が仮装した金額の合計額(当該合計額が同条第1項第2号口の金額の計算の基となった純資産価額に相当する金額を上回る場合には、当該純資産価額に相当する金額)並びに配偶者につき法第19条の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額のうち納税義務者の隠ぺい又は仮装に係る金額の合計額をいう。</p> <p>(注) <u>累積増差課税価格とは、配偶者の課税価格(通則法第118条第1項の規定による端数処理を行っている場合には、当該処理をする前の金額とする。)から当該配偶者の当初課税価格を控除した金額(当該金額が赤字のときは0とする。)をいう。この場合、当初課税価格は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる金額をいう。</u></p> <p>(1) <u>配偶者が期限内申告書を提出している場合</u> 配偶者について、当該期限内申告書による課税価格に、修正申告書の提出及び更正により増加した課税価格のうち更正があるべきことを予知して提出されたものでない修正申告書による金額及び修正申告又は更正前の相続税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められる事実に基づく金額を加算した金額</p> <p>(2) <u>配偶者が相続税の期限内申告書を提出していない場合</u> 配偶者について、期限後申告書による課税価格及び修正申告書の提出により増加した課税価格のうち更正又は決定があるべきことを予知して提出されたものでないこれらの申告書による金額並びに期限後申告書若しくは決定による課税価格又は修正申告書の提出若しくは更正により増加した課税価格のうち期限内申告書の提出がなかったこと及び期限後申告書による相続税額又は修正申告若しくは更正前の相続税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められる事実に基づく金額の合計額</p> <p>第2節 贈与税</p> <p>[第21条の6((贈与税の配偶者控除))関係]</p> <p>(居住用不動産の範囲)</p> <p>21の6-1 法第21条の6第1項の規定による贈与税の配偶者控除の適用を受けられる者(以下21の6-3までにおいて「受贈配偶者」という。)が取得した次に掲げる土地若しくは土地の上に存する権利(以下21の6-1及び21の6-2において「土地等」という。)又は家屋は、同項に規定する居住用不動産(以下21の6-5までにおいて「居住用不動産」</p>

改 正 後	改 正 前
<p>において「居住用不動産」という。)に該当するものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p>	<p>という。)に該当するものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p>
<p>(信託財産である居住用不動産についての贈与税の配偶者控除の適用)</p> <p><u>21 の 6—9 受贈配偶者の取得した信託に関する権利 (法第 9 条の 2 第 6 項ただし書に規定する信託に関する権利及び法第 9 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。)</u>で、当該信託の信託財産に属する資産が次に掲げるいずれかのものである場合には、当該信託に関する権利 (次に掲げるいずれかのものに対応する部分に限る。)は、居住用不動産に該当することに留意する。</p> <p>(1) <u>当該信託の信託財産に属する土地等又は家屋が居住用不動産に該当するもの</u></p> <p>(2) <u>当該信託の委託者である受贈配偶者が信託した金銭により、当該信託の受託者が、信託財産として取得した土地等又は家屋 (当該信託の委託者である受贈配偶者が信託した金銭 (法第 21 条の 6 第 1 項に規定する配偶者から贈与により取得した金銭に限る。)により取得したもので、かつ、当該金銭に対応する部分に限る。)</u>が居住用不動産に該当するもの</p> <p><u>この場合において、受贈配偶者が、法第 21 条の 6 第 2 項の規定により贈与税の申告書に添付すべき規第 9 条第 2 号に掲げる居住用不動産に関する登記事項証明書については、当該土地等又は家屋に係る信託目録が含まれたものが必要であることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>[第 21 条の 8 ((在外財産に対する贈与税額の控除)関係)</p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p><u>21 の 8—3 . . . 暦年課税においては贈与税の配偶者控除及び贈与税の基礎控除前の当該財産の価額、相続時精算課税においては措置法第 70 条の 3 の 2 第 2 項に規定する住宅資金特別控除額、同法第 70 条の 3 の 4 第 1 項に規定する特別控除額及び法第 21 条の 12 第 1 項に規定する特別控除額の控除前の当該財産の価額をいうものとする。</u></p>	<p>[第 21 条の 8 ((在外財産に対する贈与税額の控除)関係)</p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p><u>21 の 8—3 . . . 暦年課税においては贈与税の配偶者控除及び贈与税の基礎控除前の当該財産の価額、相続時精算課税においては措置法第 70 条の 3 の 2 第 2 項に規定する住宅資金特別控除額及び法第 21 条の 12 第 1 項に規定する特別控除額の控除前の当該財産の価額をいうものとする。</u></p>
<p>[第 21 条の 15 ((相続時精算課税に係る相続税額)関係)</p> <p>(相続税の課税価格への加算の対象となる財産)</p> <p><u>21 の 15—1 . . .</u></p> <p>(注) <u>法第 21 条の 12 第 1 項に規定する相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の金額に相当する金額、措置法第 70 条の 3 の 2 第 2 項に規定する住宅資金特別控除額に相当する金額及び同法第 70 条の 3 の 4 第 1 項に規定する特別控除額に相当する金額についても法第 21 条の 15 第 1 項の規定により相続税の課税価格に加算されることに留意する。</u></p>	<p>[第 21 条の 15 ((相続時精算課税に係る相続税額)関係)</p> <p>(相続税の課税価格への加算の対象となる財産)</p> <p><u>21 の 15—1 . . .</u></p> <p>(注) <u>法第 21 条の 12 第 1 項に規定する相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の金額に相当する金額又は措置法第 70 条の 3 の 2 第 2 項に規定する住宅資金特別控除額に相当する金額についても法第 21 条の 15 第 1 項の規定により相続税の課税価格に加算されることに留意する。</u></p>

改正後

第4章 申告及び納付

[第27条((相続税の申告書))関係]

(相続税の申告書の提出義務者)

27—1 ……その取得した財産につき法第19条の2第1項並びに措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項、第70条第1項、第3項、第10項及び第11項の規定の適用がないものとして計算した場合において……

(申告期限の直前に認知等があった場合の申告書の提出期限の延長)

27—5 法第32条第2号から第4号まで若しくは法施行令第8条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事由……

[第30条((期限後申告の特則))関係]

(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)

30—1 ……

- (1) ……
- (2) ……
- (3) ……
- (4) ……
- (5) ……
- (6) ……
- (7) 条件付の遺贈について、条件が成就したこと。

[第32条((更正の請求の特則))関係]

(死後認知があった場合の更正の請求)

32—3 ……その後、当該弁済すべき額が確定したことを知った日の翌日から4月以内に法施行令第8条第2項第2号に規定する事由に基づく更正の請求を行うこととなるのであるから留意する。

……第32条第2号及び法施行令第8条第2項第2号に規定する事由を併せて更正の請求があった場合には……

(附則)

改正前

第4章 申告及び納付

[第27条((相続税の申告書))関係]

(相続税の申告書の提出義務者)

27—1 ……その取得した財産につき法第19条の2第1項並びに措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項、第70条第1項、同条第3項及び同条第10項の規定の適用がないものとして計算した場合において……

(申告期限の直前に認知等があった場合の申告書の提出期限の延長)

27—5 法第32条第2号から第4号まで若しくは法施行令第8条第1号若しくは第2号に掲げる事由……

[第30条((期限後申告の特則))関係]

(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)

30—1 ……

- (1) ……
- (2) ……
- (3) ……
- (4) ……
- (5) ……
- (6) ……
- (7) 条件付又は期限付の遺贈について、条件が成就し、又は期限が到来したこと。

[第32条((更正の請求の特則))関係]

(死後認知があった場合の更正の請求)

32—3 ……その後、当該弁済すべき額が確定したことを知った日の翌日から4月以内に法施行令第8条第2号に規定する事由に基づく更正の請求を行うこととなるのであるから留意する。

……第32条第2号及び法施行令第8条第2号に規定する事由を併せて更正の請求があった場合には……

(附則)

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的处理)</p> <p>(1) 所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)附則第49条第1項((相続税法の一部改正に伴う経過措置))の規定により、なお従前の例によることとされた信託については、平成19年5月25日付課資2—5ほか1課共同「『相続税法基本通達』の一部改正について」(法令解釈通達)による改正前の相続税法基本通達(昭和34年1月28日付直資10ほか)を適用する。</p> <p>(2) 平成19年3月31日以前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、平成19年5月25日付課資2—5ほか1課共同「『相続税法基本通達』の一部改正について」(法令解釈通達)による改正前の19の2—21(隠ぺい又は仮装の事実に基づく金額の計算)を適用する。</p>	<p>(新設)</p>